# 昭和七年勅令第十二号（明治四十二年法律第二十二号第一条第二項ノ規定ニ依リ樹木ノ集団ノ範囲ヲ定ムルノ件） （昭和七年勅令第十二号）

#### 第一条

明治四十二年法律第二十二号第一条ノ規定ニ依リ立木ノ登記ヲ受クルコトヲ得ベキ樹木ノ集団ハ別表ニ掲グル樹種ノ内七種ヲ超エザル種類ノ樹木ノミヲ以テ組成セラルルモノニ限ル但シ植栽ニ依リ生立セシメタル樹木ノ集団ニ付テハ此ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

#### 第二条

同一ノ土地ニ生立スル樹木ノ集団ニ付二箇以上ノ立木ノ登記ヲ為スコトヲ得ズ

# 附　則

本令ハ昭和七年二月十五日ヨリ之ヲ施行ス